

意見書案第 8 号

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月9日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

もろくま 英文

川上 陽平

尾花 康広

新村 まさる

井上 まい

とみなが ひろゆき

津田 信太郎

木村 てつあき

阿部 正剛

田中 たかし

たのかしら知行

篠原 達也

藤野 哲司

倉元 達朗

近藤 里美

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

令和3年5月、最高裁判所は、建設業従事者のアスベスト被害に対する国の責任と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡しました。その後、同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（以下「建設アスベスト給付金法」という。）が成立し、令和4年1月から建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始されました。しかし、アスベスト建材製造企業による補償の在り方は定められておらず、給付金の支給対象者も限定されているなど、課題が残されています。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、令和4年4月から一定規模以上の工事は都道府県等への事前調査結果の報告が必須となりました。その結果、建物所有者は調査費用等を支払わなければならない、さらに地方公共団体も事前調査や作業基準を遵守させるために適切な指導等を行う必要があり、負担が増加しています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項に取り組みされるよう強く要請します。

- 1 建設アスベスト給付金法附則第2条に基づいて、アスベスト建材製造企業による補償を措置し、被害者の救済を図ること。
- 2 建設アスベスト被害者が等しく救済されるよう、給付金対象者の拡大など必要な措置を行うこと。
- 3 アスベストによる健康被害の未然防止を図るため、調査費用や除去費用の助成制度を拡充するとともに、アスベスト飛散防止対策を強化すること。
- 4 地方公共団体がアスベスト飛散防止対策等について指導監督を強化できるよう、財政支援を行うこと。
- 5 アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストの健康被害やアスベスト関連法改正の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
内閣官房長官 宛て

議長 名